平成２９年（フ）第３４７号
東京都日野市百草2091番地の１ブリージングタウン百草園Ａ－１－１
債務者　山本　弘江
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６７号
東京都調布市国領町３丁目８番地15都営調布くすのきアパート５―1103号
債務者　手島　京子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３６８号
東京都調布市国領町３丁目８番地15都営調布くすのきアパート５―1103号
債務者　手島　　勉
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０１４号
横浜市鶴見区向井町１丁目52番地
債務者　望月　　杏（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０１６号
横浜市港南区日野５丁目30番１号　尾崎ビル203号
債務者　中鉢幸二郎
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０２４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台15番７―406号
債務者　大石　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９９号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1124―101
債務者　西山　千夏
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７８号
東京都東村山市栄町２丁目５番地３第３井田ビル301
債務者　西村　幸久
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月３日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９６号
静岡県牧之原市相良118番地１
債務者　櫻井　初江（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月14日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９６４号
神奈川県藤沢市鵠沼神明４丁目４番４号
債務者　安川　和美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３７１号
茨城県ひたちなか市大字中根5248番地１
破産者　有限会社橋爪新聞店
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３６２号
奈良県天理市西長柄町112―３
破産者　合同会社大和商事
1　決定年月日　平成29年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９号
栃木県那須塩原市青木27番地2356、前住所栃木県那須塩原市板室857番地
破産者　室井　節子
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１１９号
千葉県東金市滝沢167番地１
破産者　今井　文夫
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１６号
千葉県山武市木原1594番地11
破産者　宮本　晃一
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
千葉県香取市佐原ロ2097番地318　石井アパート、住民票上の住所千葉県香取市五郷内1265番地１
破産者　鶴野　松寿
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２５年（フ）第６８号
富山県高岡市戸出池田町1650番地
破産者　成和建設株式会社
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１１９号
名古屋市名東区松井町250番地の２
破産者　有限会社エッグ
1　決定年月日　平成29年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部